◎新潟県告示第1054号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定により、次のとおり処分した。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士の氏名

山田昭夫

３　二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

４　登録番号

第8067号

５　処分の内容

平成25年９月１日から業務停止１月

６　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士の氏名

山本秀敏

３　二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

４　登録番号

第8311号

５　処分の内容

平成25年９月１日から業務停止１月

６　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士の氏名

栗山康

３　二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

４　登録番号

第15182号

５　処分の内容

平成25年９月１日から業務停止１月

６　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
　平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
　佐藤洋治
3　二級建築士又は木造建築士の別
　二級建築士
4　登録番号
　第9894号
5　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
　平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
　佐藤剛
3　二級建築士又は木造建築士の別
　二級建築士
4　登録番号
　第14353号
5　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
　平成25年７月25日
2　処分をした建築士の氏名
　原田道夫
3　二級建築士又は木造建築士の別
　木造建築士
4　登録番号
　第493号
5　処分の内容
　平成25年９月１日から業務停止１月
6　処分の原因となった事実
　建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。